

重症傷害報告書提出について

日本ラグビーフットボール協会

重症傷害とは

- 1、死亡
- 2、頭蓋骨骨折の有無に関係なく 24 時間以上の意識喪失を伴う障害
- 3、四肢の麻痺の伴う脊髄損傷
- 4、開頭および脊椎の手術を要したもの
- 5、胸・腹部臓器で手術を要したもの
- 6、1～5のほか診断書で重症と思われるもの

重症傷害報告書（書式は関東協会年鑑〔チーム名簿〕に掲載）

試合もしくは練習中に重症傷害事故が発生した場合、各チームは次の手順で重症傷害報告を所属都道府県協会に提出しなければならない。

所属都道府県協会に、ただちに電話で連絡。

重症傷害報告書 様式(1)を事故後 3 日以内に提出。

- * 死亡の場合には、「死亡診断書」を添付すること。
- * 不明事項は、後日判明次第報告すること。

重症傷害経過報告（書式は関東協会年鑑〔チーム名簿〕に掲載）

上記、重症傷害報告書 様式（1）を提出した場合、手術の経過、病状、その後の経過等を一ヶ月おきに定期的に報告すること。

重症傷害経過報告書 様式（2）を提出。

- * 死亡に至った場合には、「死亡診断書」を添付すること。
- * 事故発生後一ヶ月ごとに提出すること。